

宅地化農地の農的活用で都市農業に活性を

パネリスト／大竹 道茂

これまで都市の農業者は、新鮮で安全な農産物の供給はもちろん、地域環境の保全、災害時の避難場所など都市農業の役割を訴えてきた。そして地域の交流の中で、多くの市民の理解を励みとして生産にたずさわってきた。

こうした努力により、農産物の生産から販売に至る流れも大きく変わった。

苗のうちから株単位で売ったり、収穫時のもぎ取り方式、庭先売りや消費者からの注文で栽培するなど、農産物をとおして生産者と消費者の信頼関係が深まっていったのである。

また、農業を体験したいという市民の要求が年々多くなり、各地で「ちびっ子農業教室」も開催されるようになった。これらは、子どもから大人までに地元の農業を理解していただく、よい機会となっている。

この動きを発展させ、農家を地域社会のまとめ役として位置付けるためには、たとえばJA小金井が行っている市民園芸相談員制度が検討に値する。

プロの農業者が地域住民の園芸相談にのるのである。野菜、花、盆栽、さつき植木、造園と作物別に、24名の相談員がいる。農家と地域住民が行き来することで相互理解の関係がスムーズになるうえ、息子に農業経営を譲った高齢者にとっては「オレも地域に必要とされている」と感じる生きがい対策にもなっている。

この様な取組とは別に都市農地の状況は大きく変わった。生産緑地法の改正で、多摩では農地の約4割が将来宅地化する方向を選択したからである。とはいえバブル崩壊後の土地利用はむずかしい。過剰傾向の中で、経営がうまくいかない賃貸住宅や駐車場、利用しきれない土地が急増しているのが現状だ。

いまや、むやみに宅地化農地の転用を急がず、あらためて農業としての活用を前向きに考えるべきだろう。「もしもの時のため」に宅地化を選んだが「しばらくは農業を続ける」という農家が、実際には最も多い。積極的な宅地化は望んでいないのである。

宅地なみの税金を払っても成り立つような付加価値の高い農産物の栽培なら申し分ないわけだが、農地としての保全だけでもできればと考えている農家も多い。市民農園として自治体に固定資産税等の減免で借上げてもらうのも一つだが、たとえば10アール(300坪)の農地を年間1万円ですべて50世帯に利用してもらえば、農地保全と市民福祉

の向上という二つの目的が達成される。

宅地化によるスプロールより、はるかに好ましいではないか。

少子社会と高齢化社会の進行のもと、首都圏で約2万ヘクタールという宅地化農地は、東京一極集中をさらに助長しない限り、利用しきれない面積ではない。したがって宅地化農地の農的活用を含めてこそ、都市農業の活性が生まれ、農と住の調和した潤いのある多摩のまちがつかれるはずである。

今後は農業者自身が都市農業の役割をこれまで以上によく認識し、消費者との信頼関係を維持し、「点」としての活動を「面」として多摩全域に広げていかなければならない。

J A東京グループにとっても、真剣に取り組んでいくべき課題と認識している。

93.10.2

武蔵村山市民会館